

行財政改革に関する計画素案

(抜粋)

平成 27 (2015) 年 11 月
川崎市

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 第1章 計画策定の背景 | 1 |
| 1 これまでの行財政改革の取組 | 1 |
| 2 現状と課題 | 2 |
| (1) 人口減少期を見据えた行財政運営の必要性 | 2 |
| (2) 計画的な財政運営の必要性 | 3 |
| (3) 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性 | 6 |
| (4) 市民満足度の一層の向上の必要性 | 8 |
| (5) 改革意識を持った職員の育成の必要性 | 9 |
| (6) これまでの改革の検証に基づく手法転換の必要性 | 11 |
| 第2章 計画の考え方 | 12 |
| 1 計画の目的と位置付け | 12 |
| 2 基本理念 | 13 |
| (1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握 | 13 |
| (2) 市民サービスの「質的改革」の推進 | 13 |
| (3) 市役所内部の「質的改革」の推進 | 14 |
| (4) 効率的・効果的な行財政運営による「持続可能な最幸のまち」の実現 | 14 |
| 3 改革の実現に向けた基本的な姿勢（「3D改革」の推進） | 14 |
| 4 計画期間 | 15 |
| 第3章 改革の取組 | 16 |
| 取組1 「共に支える」 | 16 |
| 取組2 「再構築する」 | 19 |
| 取組3 「育て、チャレンジする」 | 25 |
| 第4章 各局等改革実施プログラム | 28 |
| 第5章 今後の財政運営の基本的な考え方（素案） | 104 |
| 第6章 推進体制 | 110 |
| 参考資料 | 111 |

第1章 計画策定の背景

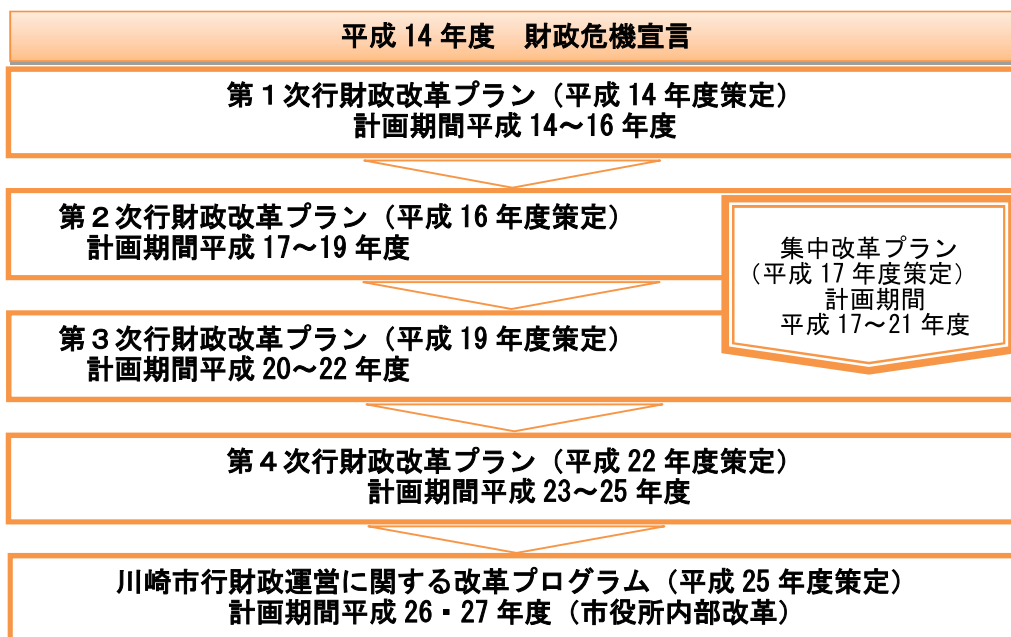
1 これまでの行財政改革の取組

本市は、過去、高度経済成長期や昭和47（1972）年の政令指定都市への移行に伴う市民ニーズの拡大への対応とともに、右肩上がりの経済成長を前提とし、都市間で競って先駆的な市民サービス提供に取り組むため、行政機構を拡大してきました。

その後、バブル経済の崩壊に端を発する構造的な歳入減等により財政再建団体への転落も想定される危機的状況から、図表1のとおり、平成14（2002）年7月に「財政危機宣言」を行った以降、これまで4次にわたる行財政改革プランを策定し、「民間でできることは民間で」を基本とした「行政体制の再整備」により、行政のスリム化に取り組むことで、約3,000人の職員数削減など、大きな効果を上げてきました。

しかしながら、本市を取り巻く環境は、少子高齢化の進展など、「2 現状と課題」に示すとおり大きく変化するとともに、さまざまな課題が顕在化してきており、これまでの取組の検証や課題の整理を行った上で、こうした状況に対応した、新たな行財政改革の取組が必要となっています。

図表1 これまでの行財政改革の取組



2 現状と課題

(1) 人口減少期を見据えた行財政運営の必要性

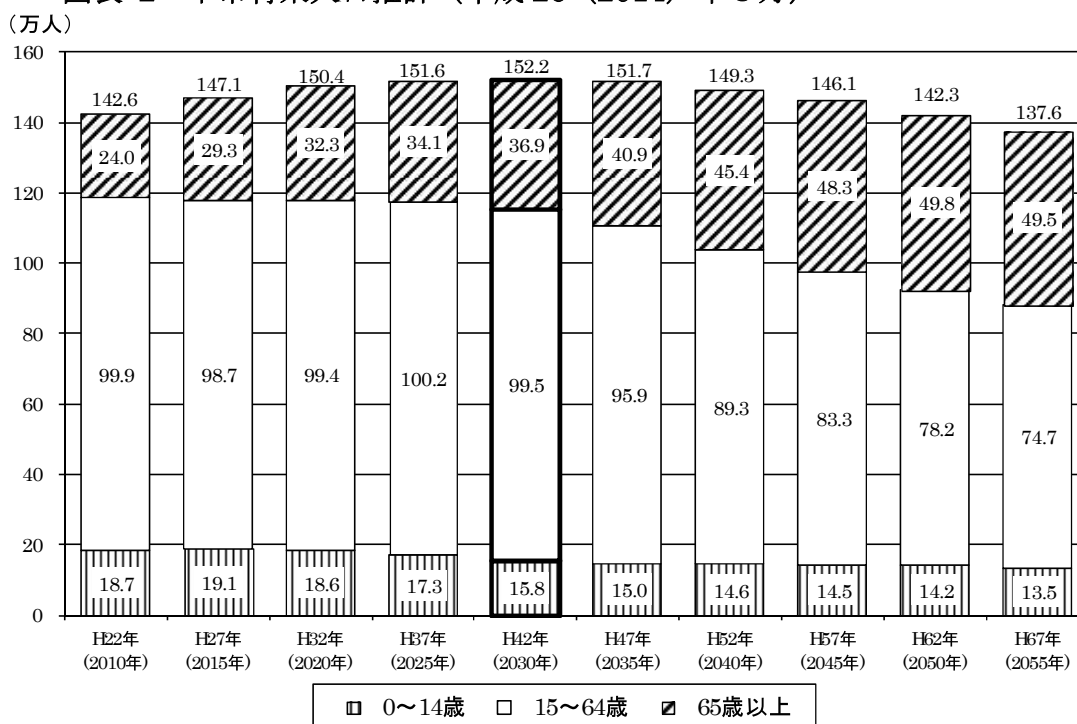
我が国においては、少子高齢化の一層の進展により、既に人口減少社会に突入しています。

一方、本市は、地理的要因や魅力あるまちづくりの奏功などにより、若い世代を中心とした人口流入（社会増）が継続しており、そうした要因もあって、出生数が死亡数を上回る状況（自然増）も続いています。平成 26（2014）年 8 月の本市将来人口推計（図表 2）では、平成 26（2014）年 10 月現在 146.1 万人の人口は、ピークとなる平成 42（2030）年の約 152.2 万人まで増加を続け、その後、減少していくことが見込まれています。

しかしながら、こうした人口が当面増加し続ける状況においても、年少人口（15 歳未満）は平成 27（2015）年をピークに減少し、また、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）も平成 37（2025）年をピークに減少していくことが見込まれています。一方、老年人口（65 歳以上）は増加を続け、40 年後の平成 67（2055）年には、現役世代 1.5 人で高齢者 1 人を支える状況が見込まれるなど、少子高齢化は、一層進展していくことが想定されています。

本市は、引き続き見込まれる人口の増加等による市民ニーズに的確に対応しながら、将来確実に到来する人口減少期を見据えた行政運営の仕組みへと変革させる、大変難しい取組を進めなければならない状況にあります。

図表 2 本市将来人口推計（平成 26（2014）年 8 月）



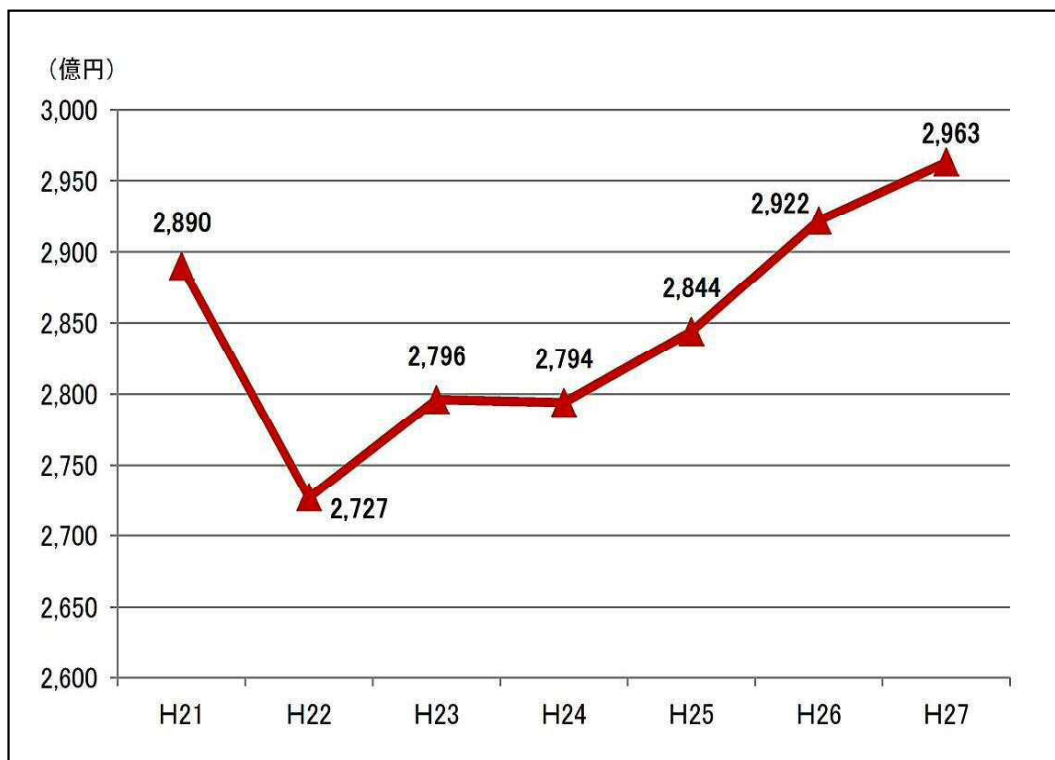
(2) 計画的な財政運営の必要性

本市の市税収入は、人口の増加などによる納税者数の増加、景気回復による所得の増加などにより堅調に推移し、近年は増加傾向にあります（図表 3）。

一方、生活保護世帯数の増加や待機児童対策の推進等により扶助費¹は年々増加し、平成 27（2015）年度には歳出予算の 4 分の 1 を超える 25.5% に達しています。また、公債費は、これまでの公共施設の整備などに活用した市債の償還のため、毎年度 700 億円を超える規模で推移しています（図表 4・図表 5）。

こうした状況から、人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費は、その歳出予算に占める割合が平成 22（2010）年度に 50% を超えて、平成 27（2015）年度には 52.7% に達しており、財政の硬直化が一層進んでいる状況です。

図表 3 市税収入の推移（当初予算）



¹ 社会保障制度の一環として、市民生活の維持・安定のために現金や物品を給付する経費

図表 4 義務的経費の予算額と当初予算に占める割合の推移

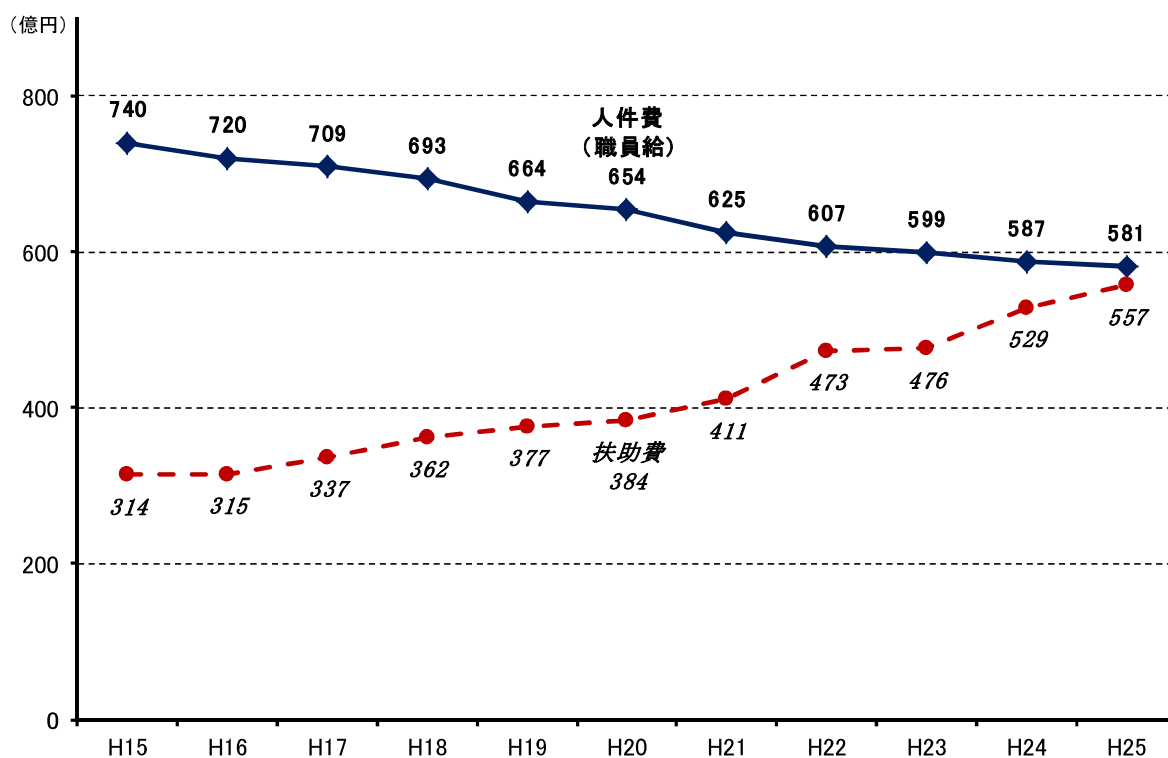


図表 5 扶助費予算額と当初予算に占める割合の推移



こうした厳しい財政状況が続く中、これまでの行財政改革プランに基づく「民間でできることは民間で」を基本原則とした業務の委託化や、公の施設における指定管理者制度²の導入等の改革を進め、職員数削減に取り組んできました。一方で、扶助費は、平成 20（2008）年度のリーマンショックにより大きく増加し、その後も少子高齢化への対応により増加を続けており、職員数削減による財政的効果は、結果として相殺されている状況となっています（図表 6）。

図表 6 人件費・扶助費 一般会計決算額（一般財源³ベース）



行財政改革の取組を引き続き進めながらも、その財政的効果が限定的となる中で、平成 24（2012）・25（2013）年度決算では、待機児童の解消をはじめとした社会保障施策の充実などに切れ目なく取り組むため、臨時的な措置として、減債基金⁴から新規借入を行いました。

² 公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。行政処分であり、委託とは異なる。

³ 収入した時点でその用途が特定されていないで、地方自治体の裁量によって使用できる財源

⁴ 将来の市債償還のための財源を確保し、財政の健全な運営に資するために積み立てている基金

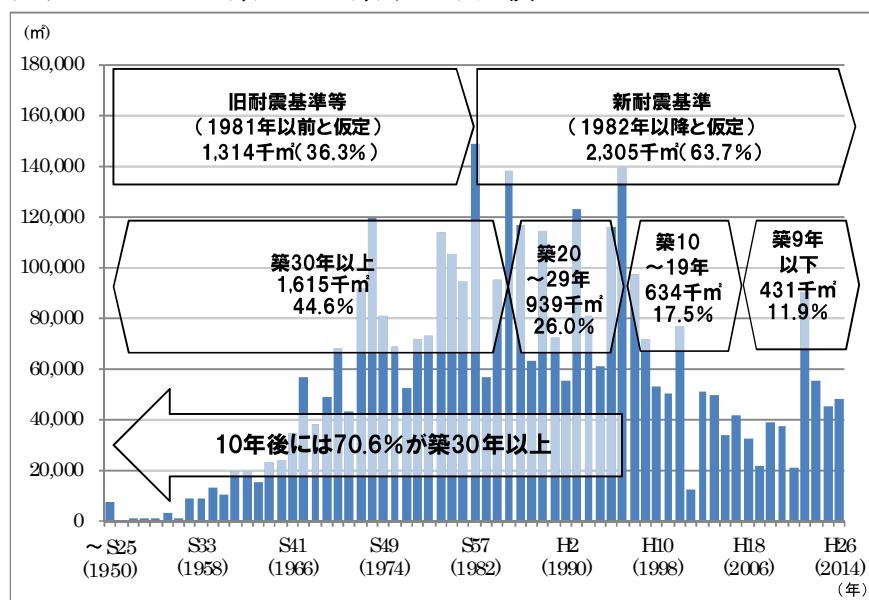
また、平成 26 (2014) 年度決算・27 (2015) 年度予算においても、市税や地方消費税交付金が増加するものの、地方交付税⁵及び臨時財政対策債⁶の減少などにより歳入全体が増加しない中で、これまで計画的に進めてきた施策に時機を逸することなくしっかりと取り組むため、減債基金からの新規借入を行い対応することとし、平成 24 (2012) 年度から平成 26 (2014) 年度の借入累計額は 126 億円となりました。

今後、経済成長に伴う市税等の増収が見込まれる一方で、社会保障関連経費の増加や大規模施設の整備などにより、財政需要が増加することから、これらの動向を注視しながら計画的に財政運営を行っていく必要があります。

(3) 中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化の必要性

本市は、社会教育施設や、文化施設・学校施設などの建築物、道路、橋りょうなど、市民の豊かな暮らしと、あらゆる社会経済活動を支えるためのさまざまな施設を保有しています。これらは、高度経済成長期や、政令指定都市への移行により集中的に整備されたものも多く、公共建築物については、現状の施設をそのまま保有することを前提とした場合、10 年後には、全体の約 7 割が築 30 年以上となり（床面積で算定）、施設の老朽化に伴う今後の集中的な大規模修繕・更新期の到来が懸念されます（図表 7）。

図表 7 公共建築物の建築年別床面積



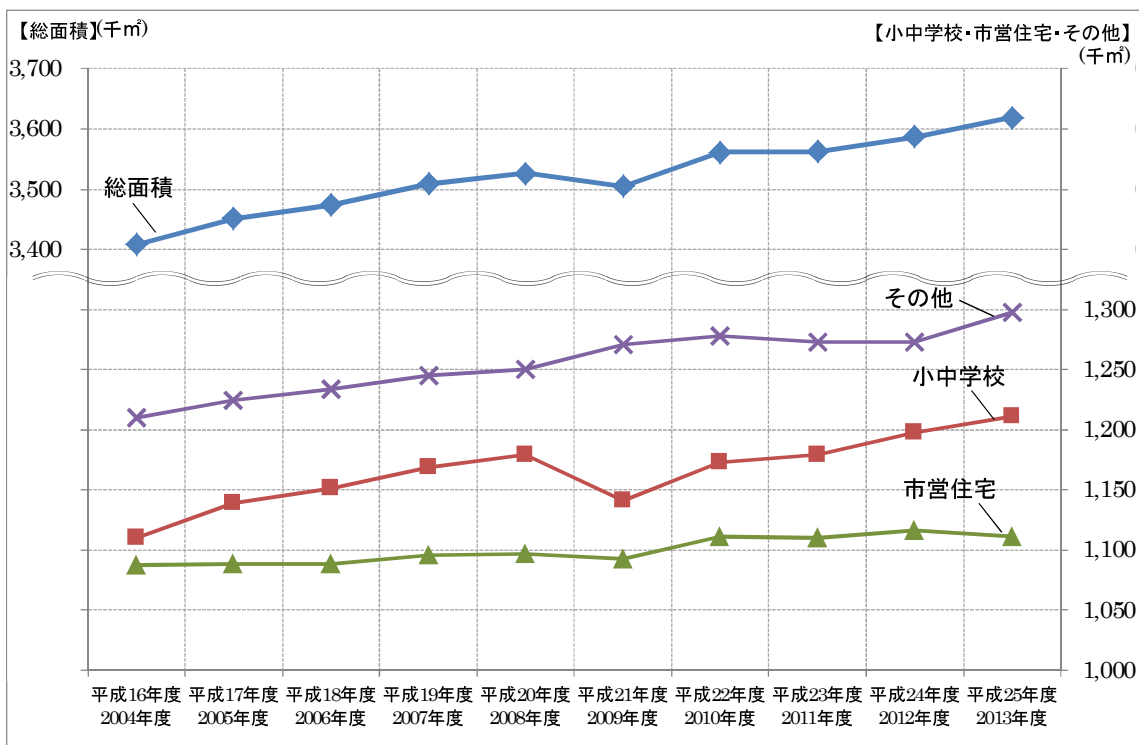
⁵ 税源の不均衡を調整することによって、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国が地方公共団体に対して交付するもの

⁶ 地方交付税の財源不足を補うために国と地方が折半して負担し、その地方負担分として発行する市債

また、公共建築物の総床面積は、児童生徒の増加に対応するための小中学校の新設等や、低層・市営住宅の建替え時における居室スペース等の拡大などにより、平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの10年間で約21万㎡増加しています(図表8)。このことは、今後の公債費や維持管理経費の負担はもとより、将来的には大規模修繕等が必要となるなど、中長期にわたる財政負担増大の要因となります。

したがって、本市施設の状態をあらゆる角度から分析し、さらに、地区別・年齢別の人口動態等も十分に考慮し、施設のあり方を再検証した上で、中長期を見据えた施設の効率的な維持管理や保有量の最適化を進めていく必要があります。

図表8 公共建築物の総床面積の推移



取組 2 - (11)
市民サービス等の再構築

№.・課題名 12 小児医療費助成事業等の安定的な運営に向けた検討

現状

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりに向けて、受療率や医療費の負担感の高い小学校3年生までを優先し、通院医療費助成対象年齢を段階的に拡大するため、平成 27 (2015) 年 4 月に通院医療費助成対象年齢を小学校 2 年生まで拡大しました。更なる制度の拡充として、通院医療費助成対象年齢を小学校 6 年生まで拡大することをめざしています。

拡大に当たっては、あわせて制度を安定的かつ継続的に運営していく仕組みを構築する必要があります。

取組の方向性

小児医療費助成事業の拡充については、通院医療費助成対象年齢の小学校 6 年生までの拡大に向けて、恒久的な支出を伴うことから、制度の安定的かつ継続的な運用を図るため、受益と負担の適正化や適正受診の観点から、受診者に一定の負担を求める仕組み等について検討します。

具体的な取組内容

- ・平成 28 (2016) 年 4 月に通院医療費助成対象年齢を小学校 3 年生まで拡大
- ・平成 29 (2017) 年 4 月に通院医療費助成対象年齢を小学校 6 年生まで拡大するための検討・調整
- ・受益と負担の適正化等を踏まえた検討・調整

№.・課題名 13 保育所保育料の見直し

現状

保育所保育料については、国基準保育料に対して保護者負担を一部軽減していますが、保育需要の高まりにより保育サービスに必要な経費が増加する中、適正な利用者負担の検討が必要です。

取組の方向性・具体的な取組内容

保育所保育料について、平成 27 (2015) 年度に実施した子ども・子育て会議等の検討結果や、国の子育て支援施策の動向、他都市の状況等を踏まえ、受益と負担の適正化の観点からの見直しに向けた検討・調整を行います。

№.・課題名 14 ひとり親家庭の自立に向けた支援の検討

現状

ひとり親家庭は、経済的にも育児や家事などの生活面においても負担が大きい中、核家族化、地域の繋がりの希薄化などの社会環境の変化は、一般家庭以上にひとり親家庭への影響が大きく、その取り巻く状況は厳しいものとなっています。

また、経済的に厳しい状況に置かれるひとり親家庭は増加傾向にある中で、我が国において、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は 54.6% であり、高い水準となっていることから、新たな課題への対応も含めた、ひとり親家庭に対する支援の充実が求められています。

取組の方向性・具体的な取組内容

ひとり親家庭の自立支援の充実に向けて、生活・就業支援など、多様な視点から支援のあり方・方向性について検討し、取組を進めます。

また、児童扶養手当受給者を対象とした特別乗車証交付事業についても、必要性・公平性の観点から、あわせて見直しを検討します。